

須坂市農業委員会 令和6年4月総会 議事録

- 1 招集 令和6年4月30日(火) 午後3時00分
- 2 開会 令和6年4月30日(火) 午後3時00分
- 3 閉会 令和6年4月30日(火) 午後4時10分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

5 出席した農業委員 (14人)

出席した農地利用最適化推進委員 (7人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原 博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第2号 農地法第46条第1項の規定による国有農地の売払いに対する意見決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 関野勝仁 農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会4月総会を開会いたします。本日の会議につきましては、農業委員総数14名中、全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。今月は季節外れの暑さだったり地域によっては凍霜害の被害もあったりということで作物の管理に大変なことと思いますが、4月総会にご参集いただきましてありがとうございます。いよいよ新年度が始まりました。本日は、令和6年度の最初

の総会となりますが、議事がスムーズに進行できますよう皆様のご協力をお願いいたします。

議長 4月提出分の5議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。
それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、4番黒岩基之委員、5番山岸幸子委員をご指名申し上げます。
それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数11件について、審議いたします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員 №10ですが、計画をもっと具体的に書いた方が良いと思います。
あと、法人への貸借ですが解除要件はありますか。
農業従事者3人になっていますがそこら辺の担保はどうなっていますか。

事務局 貸借ですので解除要件はございます。
あと従事者の担保の関係ですが、申請書にその方が従事するということで記載していますので我々としてはそれを信用するしかないと思います。

議長 ほかにないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
委員 現地を見ますと申請地には接道が無いように見えました。申請地の隣接は借人が耕作していて、一体で耕作するということでよろしいでしょうか。

事務局 そのとおりです。
議長 ほかにないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第1号の11件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手多数であります。

議長 よって、議案第1号の11件については許可と決定しました。
議長 次に、議案第2号「農地法第46条第1項の規定による国有農地の売払いに対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
委員 申請地の隣は申請人の耕作地です。きちんと耕作されています。
議長 農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
議長 農業委員さんで何かございますか。
議長 ないようでありますので、採決いたします。
議長 議案第2号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第2号の1件については意見可と決しました。
議長 次に、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数1件について審議いたします。

事務局 事務局の説明を願います。
議長 (議案書に基づき朗読、説明。)
議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
議長 農業委員さんで何か補足説明がございますか。
議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第3号の1件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第3号の1件については意見可と決しました。

議長 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数3件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
農業委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第4号の3件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、議案第4号の3件については意見可と決しました。

議長 次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について申請件数55件を議題といたします。
はじめにNo.1の1件について審議いたします。
なお、この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により特定の委員の退席をお願いします。
議決後は着席を認めます。
それでは事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の農業委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
No.1の1件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、No.1の1件については決定と決しました。
それでは退席委員の着席を認めます。

議長 次にNo.2からNo.3までの2件について、審議いたします。
この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第11条の規定により特定の委員の退席をお願いします。
議決後は着席を認めます。
それでは事務局の説明をお願いします。
(議案書に基づき朗読、説明。)

事務局 次に、地区担当の推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
推進委員さんで質疑意見はございませんか。

議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
No.2からNo.3の2件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
挙手全員であります。
よって、No.2からNo.3の2件については決定と決しました。

それでは退席委員の着席を認めます。
 議長 次に、議案第 5 号の No. 4 から No.34 までの 31 件について、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 農業委員さんで何か補足説明がございますか。
 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No. 4 から No.34 の 31 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 挙手全員であります。
 よって、No. 4 から No.34 までの 31 件については、決定とすることに決しました。
 議長 次に、No.35 から No.44 までの 10 件について、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。
 説明員 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。
 農業委員さんで何か補足説明がございますか。
 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No.35 から No.44 の 10 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。
 挙手全員であります。
 よって、No.35 から No.44 の 10 件については、決定とすることに決しました。
 議長 次に No.45 の 1 件について、審議いたします。
 この案件につきましては須坂市農業委員会会議規則第 11 条の規定により特定の委員
 の退席をお願いします。
 議決後は着席を認めます。
 それでは事務局の説明をお願いします。
 事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 次に、地区担当の推進委員さんで何か補足説明がございますか。
 議長 ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。
 推進委員さんで質疑意見はございませんか。
 議長 ないようでしたら、農業委員さんで何かございますか。
 議長 ないようでありますので、採決いたします。
 No.45 の 1 件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。
 議長 挙手全員であります。
 よって、No.45 の 1 件については決定と決しました。
 それでは退席委員の着席を認めます。
 議長 以上で審議案件は終了いたしました。
 次に、報告に移ります。
 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について」報告件数 5 件、
 報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」報告件数 1 件につ
 いて事務局の説明をお願いします。
 事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)
 議長 この件についてご質問はございませんか。
 ないようでありますので、以上で報告を終わります。
 これをもちまして、4 月総会を閉会といたします。ご苦労様でした。